

中小企業者等

中小企業者等とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する会社及び個人等を指します。

【中小企業要件表】

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業・建設業・運輸業・その他 (下記に掲げる業種を除く)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下

※その他の法人や組合、法人格のない社団等も上記表の要件に該当し、中小企業者と同等の規模で営利事業を営み、その事業収入について決算や確定申告を行っている場合は申請することができます。また、出資金等がない団体の場合は、従業員数で中小企業要件を判断します。

(例:特定非営利活動法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人 等)

※以下のいずれかに該当する場合は中小企業者等に含めません。(いわゆる「みなし大企業」は対象外)

- ア 発行済株式の総額又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者
- イ 発行済株式の総額又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している事業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める事業者
- エ 上記ア～ウと同等と判断される法人及び組合

ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しません。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合